

**【答申の概要】＜諮問第184号＞特定工事に係る用地買収に関して実施したとされる測量に係る図面の
非開示決定に対する異議申立て**

件 名	特定工事に係る用地買収に関して実施したとされる測量に係る図面の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事に関し実施した静岡市清水区内の4筆の土地の面積に係る測量図面
非 開 示 理 由	条例第11条第2項（全部非開示（不存在））
実 施 機 関	静岡県知事
諮 問 期 日	平成25年10月16日
主 な 論 点	対象文書を全部非開示（不存在）とした判断に不合理な点はないか。

審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件対象文書の性質及び内容等について

異議申立人によれば、本件対象文書は、本件工事に関し、静岡市清水区内の4筆（以下「本件対象地」という。）について、実施したとされる本件対象地の面積に係る測量の図面である。

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、文書不存在を理由とする本件処分を行ったところ、異議申立人は、本件処分を不服とし、本件処分の取消しを求めて異議申立てを提起したものであることから、以下、本件対象文書を不存在としたことの当否について検討する。

2 用地測量を実施していないとの主張の当否について

本件対象地の買収に関し、原告〇〇、被告静岡県との間で争われた静岡地方裁判所平成〇年（ワ）第〇号土地交換代請求事件（以下「土地交換代請求事件」という。）の平成〇年〇月〇日判決において「1 上記の争いのない事実、証拠（甲4～7）及び弁論の全趣旨によると、以下の事実を認めることができる。（中略）3 これを本件についてみるに、上記1認定事実によると、原告と被告は、換地処分地である本件各土地の公簿面積が実測によるものであることを前提に、本件各土地について公簿面積に1平方メートル当たり7万5600円前後を乗じて本件各土地の価格を定めたというのである。これらの事実によると、原告は、本件契約において、換地処分地である本件各土地の地積を表示し、これを基礎として代金額が定められたというべきであるから、本件契約のうち本件各土地の売買に関する部分は、数量指示売買に当たるといえるべきである。そして、原被告間において、本件各土地の地積が本件公簿面積を超過する場合、被告において超過部分の代金を追加して支払う旨の合意がないことは当事者間に争いが無い。」と事実認定され、判決は確定している。このことから、本件対象地は換地処分された土地であり、公簿面積が実測によるものであることを前提に、公簿面積に1平方メートル当たりの単価を乗じた額で土地売買契約を行っているため、用地測量を実施していないとする実施機関の主張は合理的であると認められる。

3 書庫調査等について

本件対象文書を保有する契機となる本件対象地の用地測量を実施していないとする実施機関の主張

は、2のとおり合理的であるが、異議申立人から、時期や場所は特定されていないものの、本件対象文書が存在するにもかかわらず見せてもらうことができなかったという主張がなされているため、本件対象文書の存否を確認すべく、当審査会事務局職員をして、用地課等の書庫調査及び担当者への聴き取り調査を行わせた。

ア 書庫調査の結果

(ア) 実施機関による調査

用地課職員によれば、本件開示請求を契機として、本件工事を含む本件事業関係の文書が保管されている箇所を中心に、用地課の書庫をくまなく探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかったとのことであった。

(イ) 審査会による調査

a 用地課書庫

土地交換代請求事件の確定判決によれば「平成 12 年 9 月 30 日以降、同法による換地処分がされていない土地及び分筆買収する土地について用地測量を行った。」と事実認定されていることから、用地測量が実施されたとすれば平成 12 年度であると推測されるが、念のため、平成 11 年度から平成 13 年度までの期間で本件工事に関するファイルがある箇所を調査した。本件対象地の売買契約書綴り、本件工事に伴う用地調査業務委託完了報告書等のファイルの中身を確認したが、本件対象文書の存在は確認できず、本件対象地の用地測量を実施したと記載された文書も見当たらなかった。

また、当該ファイルには図面が収納されていたが、公図の写しや設計平面図などで、買収に当たって行われた用地測量に関するものではなかった。

b 河川改良課書庫

調査範囲を広げ、本件工事の発注担当課である静岡土木事務所河川改良課についても同様に調査を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

イ 聴き取り調査の結果

本件対象文書の廃棄の可能性について確認したところ、本件対象地以外の地域も含む全体事業である二級河川巴川流域総合治水対策事業が現在も施行中であるため、遊水地や放水路の整備などの事業全体が完了するまでは、本件工事に係る文書を廃棄することはないとのことであった。

4 本件対象文書の不存在について

上記 2 及び 3 を踏まえれば、本件対象文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は見当たらず、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められない。